

船橋市学校体育施設開放事務の基本的な流れ（年間スケジュール）

学=学校、運=運営委員会、団=利用団体

月	項 目 ※別紙に詳細を記載	教育委員会		学校・運営委員会・利用団体		
		送付日等	内 容	提出日等	担当	内 容
12	次年度登録用申請書等 送付	12月中	・学校を通して運営委員会に配布	12月中	学	教育委員会から受理（集配）
1	次年度登録用申請書等 配布			学校から受取り 次第	運	今年度登録団体に配布
	広報ふなばしへの掲載	1月15日	・1/15号に新年度の登録団体募集記事を掲載			
2	次年度の登録団体申請 の受付 ※1			2月15日 まで	団	登録を希望する団体は、 希望校の運営委員会に申請書類を提出
	運営委員会・使用調整 会議の開催 ※2			2月16日から 2月末日まで	運	申請書等を取りまとめ、 運営委員会議を必ず開催 し登録の可否について審議 ・申請団体へ会議の日程連絡 ・会議において使用調整を行う
3	各書類の提出 ※3		・運営委員会から書類を受理	3月1日まで	運	以下の書類を提出（※生涯スポーツ課及び学校） ・学校体育施設使用登録団体申請書※ ・登録団体員名簿※ ・学校体育施設使用にかかる確認書（生涯スポーツ課のみ） ・学校体育施設使用登録団体申請審議結果表の写し※
	可否決定通知書の配布	3月中	・学校を經由し、運営委員会あてに配布。	3月末日 まで	学 運	学校は可否決定通知書を運営委員会へ配布。 運営委員会は学校から受け取り次第、各団体へ配布。
4	各書類の提出 ※3			4月15日まで	運	以下の書類を生涯スポーツ課に提出 ・学校体育施設週間使用表 （運動場・体育館（武道室）各1部） ・学校開放運営委員会名簿 ・後期実施状況報告書（10月～3月分） ・後期空調設備利用状況報告書（10月～3月分）
5	業務委託契約の締結 ※4	書類整い次第	・運営委員会あてに契約書、請求書を送付 ・4月1日付けで締結し、運営委員会へ契約書を送付 （全校の運営委員会から書類が整い次第、事務処理を行いますので、提出日の厳守にご協力下さい）	6月中	運	・会長は契約書を確認後、署名、押印のうえ生涯スポーツ課へ提出。
	学校開放用石灰の配布	5月中	・開放用石灰の購入・配布(全校：各5袋) ※運動場開放校のみ配布	5月中	学	・学校用とは区別して保管。
7	委託料の支払い ※5	書類整い次第	・各運営委員会口座に振り込み、振り込み通知発送	7月末頃	運	・振込確認後、口座から払い出し。
8	次年度開放事業調査	8月上旬	・各学校あてに調査依頼	8月末日まで	学	・学校は 運営委員会 と情報共有し、生涯スポーツ課へ提出
10	報告書の提出	10月上旬	・各運営委員会へ提出依頼	10月末日まで	運	・前期実施状況報告書（4月～9月分） ・前期空調設備利用状況報告書（4月～9月分）
随時	可否決定通知書の配布 （途中申請受付分）	月末	4月以降の申請団体の可否決定通知書は、運営委員会会長へ郵送します。毎月、15日㊦で月末に送付、年度内最終受付は12月15日まで。	毎月15日まで	運	・4月以降に団体から申請があった場合は、申請書類を取りまとめ、生涯スポーツ課及び学校へ提出。（15日㊦で翌月から使用可） ・学校体育施設使用登録団体申請審議結果表を生涯スポーツ課及び学校に再提出。